

修繕等を行う場合、

LPガスの使用量に応じて

補助金が受け取れます

申請期限
9/29まで

原材料価格やエネルギー価格が高騰する状況の下、LPガス価格高騰の影響が大きい県内中小企業の事業継続等を支援します。

例えばこんな事業が対象です



- ・製造業者が製造ラインで稼働する機械設備の修繕を実施
- ・旅館が客室の破れた壁紙等の内装補修を実施
- ・印刷業者が印刷機械のオーバーホールを実施
- ・営業所の外壁や看板の補修を実施

対象者は？

第1回募集からの変更点

単価上昇要件を廃止し、対象者を拡大！

令和4年1月以降の任意の1か月間の売上高、粗利益が、令和元年～令和3年の同じ月と比較して5%以上減少している県内中小企業・個人事業主

補助対象経費は？

1. 事業に必要な設備の修繕を行う場合の修繕費
2. 新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換に必要な設備整備費

補助率・補助上限は？

補助率：補助対象経費の1/2

補助上限：令和4年度の連続する任意の8.5か月分のLPガス使用量×7.8円/kg
(または17円/m³) [最大60万円まで]

LPガス高騰対策緊急支援補助金事務局へ申請書類を郵送にて提出してください。

申請要領や申請様式等は、新潟県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/r5-lpgas-kigyoushien.html>

補助事業の詳細について、必ず申請要領をご確認のうえ申請をお願いします。

お問い合わせ (土日祝日、年末年始を除く 9:00~17:00)

LPガス高騰対策緊急支援補助金事務局

TEL:080-8900-0816 (一般社団法人新潟県LPガス協会)

〒951-8131 新潟県新潟市中央区白山浦1丁目636-30 新潟県中小企業会館内



「別記第2号様式添付資料」に必要事項を入力すると事業要件に合致しているかや、補助上限額の算定を行うことができますので、お問い合わせや申請前にお試ください。

○ 補助対象事業

(1) 事業継続に必要な設備補修を行う事業について

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業者が製造ラインで稼働する機械設備を修繕 ・旅館が客室の破れた壁紙等の内装を補修 ・印刷業者が印刷機械のオーバーホールを実施 ・廃棄物リサイクル業者が廃棄物回収に使用するトラック等を修理 ・介護施設で施設の電気設備を修繕
対象外事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな機械設備の導入や新品の設備への入替え ・プリンターやエアコンなどの備品の新規購入 ・修繕設備への取り付けを伴わない機械設備の部品のみ購入 ・店舗併用住宅の住宅の用にのみ使用する部分の修繕 ・ガスコンロをIHコンロにするなど、既存のものとは全く異なるものへの改修

※ 新規の設備導入等は「(2) 社会経済活動の変化に対応するために新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換に必要な設備整備等を行う事業」の対象となる可能性があります。

(2) 社会経済活動の変化に対応するために新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換に必要な設備整備等を行う事業

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業者が巣ごもり需要に対応した製品を新たに開発 ・大規模宴会施設が間仕切り工事等により、少人数向け会食プランを新たに提案 ・飲食店が新たにテイクアウト販売を開始 ・広告デザイン業が運営スペースの一部を改修し、無人直売所を開設 ・貸衣装店が養蜂業に参入し、ハチミツを新たな地場産品として開発
対象外事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商品開発やサービス拡大等を伴わない設備の新規購入 ・単なる事務室の模様替えにより必要となった什器の購入 ・従業員が利用するOA機器の買い替え ・老朽化した設備の純粋な新規更新

○ 補助対象経費

	修繕費 【(1)設備修繕の場合のみ】	機械装置等費 【(2)商品・サービスの開発に伴う設備整備等の場合のみ】	外注費
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・製造機械の部品交換費 ・印刷機械のオーバーホール費 ・事務室の机の修繕費 ・ホームページの改修費 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品開発の施策機械購入費 ・業務用ソフトウェアの購入費 ・タブレット購入費 ・アプリの購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗改装費 ・新商品製造に係るガス工事費 ・移動販売のための車の改修費
補助対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい備品の購入費 ・新しい設備への入替えの費用 ・施設のバリアフリー化の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・文具等の消耗品購入費 ・機械装置等リース料 ・既存ソフトウェアの更新費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなサービス提供に結びつかない工事費 ・不動産取得に該当する工事費

○ その他注意事項

- ・付加価値額が10%以上減少している場合も補助対象事業者となります。（詳細は申請要領を参照）
- ・複数の支店・営業所等で個別に契約をしている場合は、合算したLPガス使用量で補助上限額を算出します。
- ・申請から交付決定までは概ね1か月程度の期間を要します、余裕をもって申請してください。
- ・予算に達した場合予告なく募集を締め切る場合があります。